

2021年12月27日



役員報酬の減額について

当社は、新型コロナウイルスの感染拡大による厳しい経営環境を乗り越えるため、2020年4月から役員報酬の減額措置を継続しておりますが、状況が必ずしも好転していないことから引き続き、下記のとおり減額措置を継続することと致しましたので、お知らせします。

記

1 役員報酬減額対象者及び内容

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 代表取締役 | 本田 一彦 |
| 月額報酬 | 30%減 1月から3か月間 |
| (2) 常務取締役 | |
| 月額報酬 | 20%減 1月から3か月間 |
| (3) 常勤取締役 | |
| 月額報酬 | 10%減 1月から3か月間 |